

規制の事後評価書（要旨）

令和 5 年 8 月
国家公安委員会・警察庁

目 次

1 古物営業法の一部を改正する法律（平成30年法律第21号）により新設された規制	
(1) 許可単位の見直し	1
(2) 営業制限の見直し	3
(3) 欠格事由の見直し	5

規制の事後評価書（要旨）

法律又は政令の名称：古物営業法の一部を改正する法律案

規制の名称：許可単位の見直し

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：警察庁生活安全局生活安全企画課

評価実施時期：令和5年8月

1 事前評価時の想定との比較

古物営業法（昭和24年法律第108号。以下「法」という。）においては、改正前は、古物営業を営もうとする者が、営業所（営業所のない者にあつては、住所又は居所をいう。以下同じ。）又は古物市場が所在する都道府県ごとに都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の許可を受けなければならない、二以上の公安委員会が管轄する区域において古物営業を営もうとする者は、営業所又は古物市場が所在する都道府県ごとに公安委員会に許可申請を行う必要があるため、古物商又は古物市場主が新たに他の都道府県に営業所又は古物市場を設ける場合には、既に欠格事由の有無について公安委員会の審査を受けているにもかかわらず、改めて他の公安委員会に対して同様の許可申請を行わなければならない、また、許可を受けるまでには、その都度40日程度の期間を要していたところ、本規制緩和により、二以上の公安委員会が管轄する区域において古物営業を営もうとする場合であっても、一の公安委員会（主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会（以下「主たる公安委員会」という。））の許可を受ければ、他の公安委員会の許可を要しないこととしたものである。

事前評価時に本規制緩和に係るベースラインの設定は行っていないが、本規制が緩和されなかった場合には、許可に関する手続きの負担が軽減されず、新たな営業所又は古物市場が古物営業を営むまでの準備期間（以下単に「準備期間」という。）を要するため、古物商又は古物市場主の営業に支障が生じ得る。

現在も、古物商又は古物市場主の手続的負担を軽減する必要性に変わりはない。令和2年から令和4年にかけて、新型コロナウイルス感染症の影響により行動制限が実施されたところ、本規制緩和により、主たる公安委員会以外に許可申請を行う必要がなくなったほか、営業所が所在する公安委員会に一括して変更の届出を提出することが可能となっていたため、行動制限下において複数の県に赴いた上で手続きを行う必要がなく、古物商及び古物市場主の負担軽減につながったと思われる。

よって、本規制緩和の必要性は引き続き認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

事前評価時には、新たな遵守費用は発生しないと想定していた。既に主たる公安委員会の許可を受けている古物商又は古物市場主が、主たる公安委員会以外の公安委員会が管轄する区域内に新たに営業所又は古物市場を設けるにあたっての届出に関しては手数料を徴収していない。その他、事前評価時に想定されなかった事務負担等は発生していないことから、事前評価時とのかい離は生じていない。

事前評価時には、従来の許可に関する業務が届出に関する業務に代わることにより、届出を受けた主たる公安委員会から国家公安委員会への報告に関する業務にかかる行政費用が発生することが想定された一方で、許可の業務に要していた行政費用が削減されることを想定していた。その他、事前評価時に想定されなかった事務負担等は発生していないことから、事前評価時の想定とのかい離は生じていない。

事前評価時には、本規制緩和の効果として、二以上の公安委員会が管轄する区域において古物営業を営もうとする場合であっても、主たる公安委員会の許可を受ければ、他の公安委員会の許可を要しないことから、古物商又は古物市場主の手続的負担の軽減、準備期間を要しないことによる売上げの増加が想定されていた。

本規制緩和後、新たに主たる公安委員会の許可を受けた古物商又は古物市場主が、主たる公安委員会以外の公安委員会が管轄する区域内に届け出た営業所数は、令和2年1,703件、令和3年1,937件、令和4年1,504件であり、許可申請が届出に代わることにより手続的負担が軽減されたことなど、事前評価時に想定していた効果が発現していると考えられる。

事前評価時には、準備期間を要しないことによる売上げの増加を見込んでいたが、実際に要しなかった準備期間や売上げ額は営業所によって異なり、その推計は困難である。

しかしながら、業界団体に対してヒアリング調査した結果、「許可取得の費用面、事務面で負担が軽減された。」等の回答がなされ、一定の経済効果が認められる。

本規制緩和による副次的な影響及び波及的な影響については、発生していない。

3 考察

本規制の緩和に伴い発生した費用については、行政費用として、届出を受けた主たる公安委員会から国家公安委員会へ報告する業務の負担が発生しているが、特段の体制強化なく、従前より実施することとしている既存の事務の一環として対応できるものであり、許可に関する業務が届出に代わることにより行政負担は削減された。また、副次的な影響及び波及的な影響は発生していない。

便益について金銭化することは困難であるが、許可に関する手続の負担が軽減され、準備期間を要しないことによる古物商又は古物市場主の売り上げの増加という便益と比較して費用は相対的に小さいものと認められ、便益が費用を上回っていることから、本規制緩和を継続することが妥当である。

規制の事後評価書（要旨）

法律又は政令の名称：古物営業法の一部を改正する法律案

規制の名称：営業制限の見直し

規制の区分：新設、☒改正（拡充、☐緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：警察庁生活安全局生活安全企画課

評価実施時期：令和5年8月

1 事前評価時の想定との比較

古物営業法（昭和24年法律第108号。以下「法」という。）により、改正前は、古物商はその営業所（営業所のない者にあつては、住所又は居所をいう。以下同じ。）又は取引の相手方の住所若しくは居所以外の場所において、買い受け、若しくは交換するため、又は売却若しくは交換の委託を受けるため、古物商以外の者から古物を受け取ってはならないこととされていたところ、本規制緩和により、古物商が仮設店舗（本改正により「露店」から改称）において営業を営む日時及び場所について、あらかじめ、その場所を管轄する公安委員会に届け出た場合は、古物商以外の者から古物を受け取ることができることとし、当該届出を、当該場所を管轄する公安委員会に直接に行わなければならないこととすると、当該公安委員会の管轄区域内に営業所を有しない古物商の負担が大きいことから、当該古物商の営業所を管轄する公安委員会を経由して届出を行うことができることとしたものである。

事前評価時に本規制緩和に係るベースラインの設定は行っていないが、本規制が緩和されなかった場合には、古物商が古物を受け取るために、取引の相手方が営業所に赴く又は古物商が取引の相手方の住所若しくは居所に赴く必要が継続して存在し、古物商の営業に支障が生じ得る。

現在も、古物の買取り機会を拡大する必要性に変化はなく、本規制緩和を取り巻く社会経済情勢に大きな変化は生じていないことから、事前評価時に想定していなかった影響は生じていない。

よって、本規制緩和の必要性は引き続き認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

事前評価時には、仮設店舗の届出をしようとする者に届出に関する事務負担が発生すると想定しており、本規制緩和後、想定のとおり届出に関しては一定の事務負担が発生した。その他、届出に関しては手数料を徴収しておらず、事前評価時に想定されなかった事務負担等は発生していないことから、想定と実績のかい離は生じていない。

事前評価時には、届出の受理業務にかかる行政費用が発生すると想定していたが、特段の体制強化はなく、従前より実施することとしている既存の事務の一環として対応できているものである。また、規制緩和のモニタリングのため立ち入って監督する行政費用が発生するが、仮設店舗を含む古物営業所への立ち入りについては、令和元年 107,961 回、令和 2 年 45,229 回、令和 3 年 40,753 回、令和 4 年 41,138 回実施しているが、従前より実施しているもので、特段の体制強化はないものである。その他、事前評価時に想定されなかった事務負担等は発生していないことから、想定と実績のかい離は生じていない。

事前評価時には、本規制緩和の効果として、古物商以外の者から古物を受け取ることが可能となることで古物の買取りの機会が拡大して、売上げの増加につながると想定していた。本規制緩和後、令和元年 5,859 件、令和 2 年 7,028 件、令和 3 年 10,788 件、令和 4 年 14,129 件の仮設店舗の届出を受理し、仮設店舗の設置による古物の買取り機会の拡大が認められることから、事前評価時に想定していた効果が発現していると考えられる。

事前評価時には、本規制緩和により古物の買取り機会が拡大することで売上げの増加が見込まれていたが、考慮すべき要素が多岐にわたり本規制緩和によって得られる効果を金銭価値化することは困難である。しかしながら、業界団体に対してヒアリング調査した結果、「お客様の利便性の向上・収益増に寄与し、とても効果があった。」等の回答がなされ、一定の経済効果は認められる。

本規制緩和による副次的な影響及び波及的な影響については、発生していない。

3 考察

本規制緩和に伴い発生した届出の受理業務とモニタリングのための立ち入り業務の負担については、特段の体制強化を行うことなく、従前により実施している既存の事務の一環として対応できており、特記するレベルの行政費用は発生していない。また、副次的な影響及び波及的な影響は発生していない。

便益について金銭価値化することは困難であるが、古物の買取り機会の拡大による古物営業の活性化という便益と比較して費用は相対的に小さいものと認められ、便益が費用を上回っていることから、本規制緩和を継続することが妥当である。

規制の事後評価書（要旨）

法律又は政令の名称：古物営業法の一部を改正する法律案

規制の名称：欠格事由の見直し

規制の区分：新設、☒改正 ☐（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：警察庁生活安全局生活安全企画課

評価実施時期：令和5年8月

1 事前評価時の想定との比較

古物営業法（昭和24年法律第108号。以下「法」という。）においては、盗品等の売買の防止、速やかな発見等を図るため、古物商又は古物市場主に対し、相手方の住所等の確認、不正品の申告、帳簿記載等の義務を課しているところ、遵法意識の欠落した暴力団員、窃盗の前科を有する者等（以下「暴力団員等」という。）が古物営業を営むこととなれば、当該義務の履行は期待できず、むしろ古物営業を悪用して積極的に不正品の処分先となるなどのおそれがあったところ、本規制拡充は、古物営業の欠格事由に

- (1) 刑法（明治40年法律第45号）第235条（窃盗）に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- (2) 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足る相当な理由がある者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して3年を経過しない者

を追加したものである。

事前評価時に本規制緩和に係るベースラインの設定は行っていないが、本規制が拡充されなかった場合には、暴力団員等が古物営業を営むことにより、盗品等を容易に処分することが可能となり、古物営業に盗品等の流入を招くとともに、その被害の回復が困難となるおそれが生じ得る。

現在も、古物営業を悪用して積極的に不正品の処分先となるおそれのある者を古物営業から排除する必要性に変化はなく、本規制拡充を取り巻く社会経済情勢に大きな変化は生じていないことから、事前評価時に想定していなかった影響は生じていない。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

事前評価時には、新たな遵守費用は発生しないと想定していた。その他、事前評価時に想定されなかった事務負担等は発生していないことから、事前評価時とのかい離は生じていない。

事前評価時には、古物営業の許可申請者が新たに追加された欠格事由に該当するかどうかを確認する業務につき、行政費用が発生することを想定していたが、この業務は従前より実施している許可申請の事務の一環として対応できるものであり、その他事前評価時に想定されなかった事務負担等は発生していないことから、事前評価時と実績とのかい離は生じていない。

事前評価時には、本規制拡充により、暴力団員等を古物営業から排除することにより、盗品等の処分先として古物営業を利用することが抑制されるため、盗品等の売買の防止に資するとともに、古物営業を利用した暴力団の資金獲得活動等の防止につながると想定していた。本改正後、追加された欠格事由に該当したことによる不許可件数及び許可の取消し件数は、令和元年3件、令和2年2件、令和3年2件、令和4年2件であった。また、不許可又は取消しに至らなくても、許可申請の段階で追加された欠格事由を理由に許可申請を取り下げた事例もあり、事前評価時に想定された効果が発現していると考えられる。

事前評価時には、本規制拡充により想定された効果について、金銭価値化した便益を推計していない。また、便益の金銭価値化を行うためには、本規制拡充が導入されなかった場合に、暴力団員等が古物営業を営むことによりどの程度の金銭的損失が生じるのかを個別の事案を精査して算出する必要があるが、損失の規模は事案ごとに異なるためその推計は困難であることから、本規制拡充によって得られる効果の金銭価値化は行わないこととする。

本規制拡充による副次的な影響及び波及的な影響については、発生していない。

3 考察

本規制拡充に伴い発生した費用については、行政費用として、新たに追加された欠格事由に該当するかどうかを確認する業務の負担が発生しているが、特段の体制強化は行っておらず、従前より実施することとしている既存の事務の一環として対応できるものである。また、副次的な影響及び波及的な影響は発生していない。

便益について金銭価値化することは困難であるが、盗品等の売買の防止に資するとともに、古物営業を利用した暴力団の資金獲得活動等の防止のため暴力団員等を古物営業から排除することができるという便益と比較して費用は相対的に小さいものと認められ、便益が費用を上回っていることから、本規制拡充を継続することが妥当である。